

柑橘防除実証実験事業業務仕様書

1 目的

柑橘栽培において、病虫害防除作業が農家にとっては、高温時に雨具等を着用しての散布や急傾斜地での手作業による散布など、過酷な労働となっている。

そこで、近年水稻や野菜の防除に導入が図られているマルチローター式小型無人機（以下「ドローン」という。）を活用し、柑橘栽培における防除作業の省力化の可能性について実証実験を行う。

2 事業の概要

大崎下島地域農業振興対策会議（以下「委託者」という。）が指定した柑橘園において、ドローンを用いて柑橘防除実証実験などを行う。

(1) 実証実験の内容

柑橘防除（施肥を含むこと。）

防除回数 病虫害防除3回以上、施肥2回以上

防除面積 20a以上

(2) 事業実施場所

委託者が指定する大崎下島及び豊島地内の柑橘園地

(3) 事業実施方法

ア 航空法、空中散布ガイドライン（平成31年度農林水産省策定予定。事業実施時に策定されていなければ、規制改革推進会議及び農林水産省の方針を参考にすること。）を遵守すること。

イ 使用するドローンは、適切に定期点検が実施されている機体であること。

ウ オペレーターは、安全かつ適正に実施できる技術や知識を有する者であること。

エ 天候等により、指定された日時に実験が困難であると予想される時、または明らかに実験できないと判断される場合は、委託者・受託者の双方が早めに連絡を取り合い、協議の上、日時を変更するなど臨機応変に対応するものとする。

オ 周辺農地へ農薬が等飛散しないよう十分注意するとともに、安全対策を万全に行うこと。

カ 機体の垂直方向への推力につられて発生する降気流（ダウンウォッシュ）や急傾斜地の地理的特性、気温上昇に伴う上昇気流等の影響等について考慮・留意し、散布・調査を行うこと。

キ 農薬等散布後の病虫害発生状況、収穫後成品率、葉色、収量及び施用時間等の調査は、委託者が行うものとする。なお、成品率が悪く、実験園地所有者へ補償が必要となったときは、委託者が補償対応するものとする。

ク 園地におけるドローンによる農薬等散布が効果的に行えるかを確認するため、指定日時、指定回数、農薬等の落下分散状況等の調査を行う。

(3) 調査結果の報告

調査・分析結果を取りまとめ、事業実施期間内に書面2部及び電子データ（PDF及びWord）で報告するものとする。

(4) 事業実施に伴う許可・承認・届出等の実施

受託者は、本事業を行うにあたり、必要となる航空法に基づく許可・承認を得ること。

3 事業の実施期間

委託契約締結日から令和2年3月13日までとする。

4 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、その都度係員と協議の上、処理するものとする。